

税金

税務大学校「公開講座」の開催について

税務大学校では、租税に関する知識の普及などに寄与することを目的として、例年11月の「税を考える週間」にあわせて、公開講座を開催しています。

公開講座では、大学教授や税務大学校職員などを講師に、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方々に受講いただけるよう、身近な税に関する情報や最近の税に関する動向のほか国際課税などの講座を予定しています。

なお、公開講座は、オンデマンド形式で配信します。事前に申し込みをしていただくと、開催期間中の間、オンライン上での受講が可能です。

詳細につきましては、令和7年10月から順次、国税庁（税務大学校）ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。

間紋別税務署（紋別市南が丘町2丁目）
☎ 0158・23・2191



消防

秋の火災予防運動について

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

実施期間 10月15日(水)～31日(金)

重点目標

- ・住宅防火対策の推進
- ・乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- ・放火火災防止対策の推進
- ・防火対象物における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ・多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底

間紋別地区消防組合消防署雄武支署

人事

9月1日付 () 内は前職

▼地域福祉課保険給付係

石垣 一生

(総合政策課地域経営係兼政策調整係)

年末調整手続の電子化について

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、該当データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）に取り込むことで、各種控除申告書をデータ作成し、メールなどで勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

電子化のメリット

- ・【勤務先のメリット】
 - ・保険料控除などの控除額の検算が不要
 - ・控除証明書などのチェック事務が削減（従業員が控除証明書などのデータを利用した場合）
 - ・従業員からの問い合わせが減少
 - ・年末調整関係書類の保管コストが削減

安全

ニセ警察詐欺に注意

最近、警察官や金融庁の職員を名乗り、キャッシュカードや暗証番号を聞き出そうとする「ニセ警察詐欺」が全国的に発生しています。犯人は「あなたの口座が犯罪に使われている」「安全のためカードを預かる」などと言って不安をあおり、カードや現金を騙し取ろうとします。

主な手口

- ① 守秘義務
事件捜査を理由に、被害者に守秘義務などを課して誰にも相談できない状況を作り出します。
- ② 行動を支配
「機密保持のためホテルに滞在するように」「2時間ごとに連絡すること」など行動を支配します。
- ③ 送金の指示
「逮捕した共犯者はあなたに送金したと話している」などと告げ、資産調査を名目に送金を指示します。

対処方法

警察官や金融庁の職員が、カードを預かることや暗証番号を確認することは絶対にありません。少しでも不審に思ったらすぐに電話を切り、家族や警察にご相談ください。

間紋部警察署

☎ 0158・82・2110

【従業員のメリット】

- ・控除額などの記入、手計算が不要
- ・控除証明書などのデータを紛失しても再交付依頼が不要
- ・勤務先からの問い合わせが減少

国税庁が提供する「年調ソフト」とは

国税庁では、控除証明書の電子データの取り込みから控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。
※現在お使いの給与計算ソフトなどへの取込機能については、お使いのソフト開発業者様にご確認ください。

マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社などから取得する控除証明書などのデータについては、保険会社などのウェブサイトにから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

間紋別税務署（紋別市南が丘町2丁目）
☎ 0158・23・2191



家屋調査にご協力をお願いします

本年中に新築や増築をした家屋については、令和8年度から固定資産税が課税されることとなります。その税額を決定するために、雄武町課税係職員が訪問し、家屋の内装や外装等の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

調査時期

家屋完成後に電話または文書により日程調整をさせていただきます。引越前や、使用開始前に調査を希望される場合は、課税係までご連絡ください。

その他

家屋調査を行うにあたり、図面が必要となります。事前にお持ちの図面のコピーを取らせていただくか、建築業者から図面を取り寄せさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の減額対象となる家屋については、申請書の提出が必要となります（後日提出も可能）。

未登録家屋は町で状況が把握できず、固定資産税の課税に支障をきたす可能性があることから、必ず課税係までご連絡ください。

間財務政策課課税係



「健全化判断比率」と「資金不足比率」の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の決算状況を財政健全化の指標（健全化判断比率・資金不足比率）で表すもので、雄武町の財政健全化の指標を、令和6年度決算状況に基づき算定しましたので、お知らせします。

なお、資金不足比率については、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、国民健康保険病院事業会計のいずれの会計においても資金不足がないため、それぞれの比率は生じません。（町ホームページにも掲載しています。）

国が示す早期健全化基準を下回り、町の財政状況は「健全」と判断できますが、雄武町の財政状況が厳しい状況であることに変わりはなく、今後も財政の健全化に努めてまいります。

令和6年度 健全化判断比率

比率の種類	雄武町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (－)	15%	20%
連結実質赤字比率	－ (－)	20%	30%
実質公債費比率	7.9 (7.7)	25%	35%
将来負担比率	－ (－)	350%	

※「－」は比率が生じないことを表します。（括弧内は前年度数値）雄武町は実質赤字、連結実質赤字および将来負担比率が発生しませんので、それぞれの比率は算定されませんが、比率が早期健全化基準を上回ると、状態が良くないことを表し、財政再生基準を上回ると、深刻な状況であることを表します。